

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和4年10月7日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名 世田谷区立障害者休養ホームひまわり荘運営業務委託

(2) 委託業務内容

詳細は、「世田谷区立障害者休養ホームひまわり荘運営業務委託」公募型プロポーザル説明書（以下、説明書という）を参照。説明書の交付等については、5 手続きのとおりに。

① 実施事業に関する業務

I 地域生活・地域交流に関する事業

ア 日帰り事業

イ 宿泊事業

ウ 緊急一時保護事業

エ パソコン教室運営事業

II 健康プログラム事業

ア 個別プログラム

イ グループプログラム

ウ リフレッシュ事業

② 管理運営に関する業務

ア 各事業の受付、利用等に関する調整業務

イ 利用者の満足度調査

ウ 苦情処理業務

エ その他の業務

③ 施設・設備の維持管理等に関する業務

(1) 自動ドア定期点検保守業務

(2) 自家発電設備定期点検保守業務

(3) 空調・換気設備定期点検保守業務

(4) 小荷物専用昇降機点検保守業務

(5) エレベーター定期点検保守業務

(6) 建築物定期点検業務（建築基準法第12条第2項）

(7) 建築設備定期点検業務（建築基準法第12条第4項）

(8) 運転・監視業務及び各種簡易修繕業務

(9) 防災設備定期点検保守業務

(10) 衛生業務

(11) 清掃業務

(12) 警備業務

(13) トイレ消毒装置等保守業務

(14) 害虫及びねずみ駆除消毒業務

(15) 鉢物及び草花設置、樹木の剪定業務

(16) 自家発電機負荷試験業務

(17) その他業務

(3) 委託期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
(契約は単年度ごとに締結し、各年度において本契約に係る予算の配当があること及び履行実績が良好であることを契約締結の条件とする。)

(4) 施設概要

① 施設の目的

区内の障害者（児）に対し、健全な保健休養の場を提供するとともに、健康維持向上に向けた訓練等を行い、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

② 所在地 世田谷区上用賀5丁目24番18号

③ 敷地面積 954.72㎡

④ 建物 鉄筋コンクリート 地上3階・地下1階

1階：468.76㎡ 2階：308.37㎡ 3階：286.77㎡

地階：417.25㎡ 塔屋：27.04㎡ 合計：1,508.19㎡

2 提案限度価格 118,000,000円程度

(参考) 令和4年度：運營業務委託料 117,135,192円

令和3年度：運營業務委託料 114,869,588円

委託料の具体的な金額については、受託者決定から契約締結までの間に委託内容とともに調整し、各年度の予算が議決され、予算配当されることを条件とする。

3 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。必要に応じて、資格審査のために関係機関へ照会を行う場合有り。

- (1) ひまわり荘の管理運営に高い意欲及び能力を有する法人。個人での応募は不可。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 都道府県民税、市町村民税、法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。また、代表者がこれらの税金を滞納していないこと。
- (6) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (7) 選定委員及び本件公募事務に係る補助業務を受託していないこと。
- (8) 委託事業者になろうとする法人及びその役員が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に掲げる暴力団または暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。
- (9) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (10) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 事業趣旨を踏まえた運営方針、障害者支援に対する考え方
- (2) 世田谷区及び他区での類似事業の受託実績
- (3) 実施事業の提案内容
- (4) 運営の安定性・継続性
- (5) サービス向上への取り組み

- (6) 公平性の確保
- (7) 安全の確保と緊急時の対応
- (8) 施設の適切な保守管理
- (9) 運営の効率性と管理経費の見積額の妥当性、運営経費積算の工夫

5 手続き

(1) 担当部署

世田谷区障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当（担当：大作、川上）
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27（第二庁舎1階5番窓口）
電話 03-5432-2420 FAX 03-5432-3021
電子メール sea02084@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所および方法

- ① 期間：令和4年10月7日（金）から令和4年10月21日（金）正午まで
- ② 場所及び方法

ア) 世田谷区ホームページよりダウンロード

目次から探す→福祉・健康→障害のある方→障害福祉サービス等事業者の方向け情報
→「世田谷区立障害者休養ホームひまわり荘運營業務委託」公募型プロポーザル実施案内

イ) 上記（1）にて窓口配布

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

期限 令和4年10月21日（金）正午まで
場所 上記（1）
方法 持参に限る。（来庁前に、電話にて日時を連絡すること。）

(4) 公募説明会

日時 令和4年10月31日（月）午前10時から午前11時まで
場所 世田谷区役所 第一庁舎 1・B・1会議室（地下1階）
制限 提案書を提出する場合は、説明会の参加を必須条件とする。

(5) 質問受付

質問方法：FAXにより送付すること。詳細は説明書参照。
受付期限：令和4年11月2日（水）午後5時まで**必着**
回答方法：令和4年11月7日（月）に電子メールにて、参加表明した全事業者に回答する。

(6) 提案書の提出期限、場所及び方法

期限 令和4年11月21日（月）午後5時まで
場所 上記（1）
方法 持参に限る。（来庁前に、電話にて日時の連絡をすること。）

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定 無
- (3) 契約保証金 不要
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 下記の本件担当部署に同じ
- (6) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (7) 事業者からの提出物は返却しない。
- (8) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特

定した理由（審査経過等）を公表することができる。

- (9) 企画提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。また、成果物の著作権は区に帰属する。
- (10) 事業開始までの期間は、事務引継ぎ及び業務の習得を行うこと。令和5年3月31日までに受け付けた令和5年4月1日以降の利用分については、契約期間の終了に伴い、従前の委託事業者より引継ぎを受けること。なお令和5年3月31日以前に業務引継ぎに要した費用は、区は負担しない。また今回受託事業者となった者は委託期間終了時に委託事業者が変更となった場合は誠実な引継ぎを行うこと。
- (11) 当施設は令和7年度に施設改修工事を予定しており、それに伴う施設の休館及び運営業務の変更等の詳細については、担当課と協議し進めるものとする。
- (12) 区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙1を確認すること。
- (13) 詳細は説明書による。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



工事請負契約の
 技能労働者の場合

**東京都の公共工事設計労務単
 価の職種ごとの85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
 労働者の場合

(不動産、賃貸借を除く)

1時間あたり **1,170円**

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき、告示します。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、労働報酬下限額が適用になる契約案件(※)の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約及び予定価格が2千万円以上の工事以外の契約（不動産、賃貸借を除く）又は指定管理者協定

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
 電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
 FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,731円	潜かん世話役	3,921円	型わく工	2,827円
普通作業員	2,370円	さく岩工	3,326円	大工	2,720円
軽作業員	1,658円	トンネル特殊工	3,188円	左官	2,986円
造園工	2,338円	トンネル作業員	2,689円	配管工	2,561円
法面工	2,986円	トンネル世話役	3,592円	はつり工	2,720円
とび工	2,965円	橋りょう特殊工	3,230円	防水工	3,220円
石工	2,901円	橋りょう塗装工	3,315円	板金工	3,092円
ブロック工	2,689円	橋りょう世話役	3,794円	サッシ工	2,837円
電工	2,837円	土木一般世話役	2,816円	内装工	2,975円
鉄筋工	2,986円	高級船員	3,241円	ガラス工	2,805円
鉄骨工	2,731円	普通船員	2,572円	ダクト工	2,529円
塗装工	3,220円	潜水士	4,505円	保温工	2,455円
溶接工	3,326円	潜水連絡員	3,220円	設備機械工	2,476円
運転手(特殊)	2,689円	潜水送気員	3,135円	交通誘導員A	1,743円
運転手(一般)	2,242円	山林砂防工	2,859円	交通誘導員B	1,509円
潜かん工	3,305円	軌道工	5,143円	上記以外の職種	1,170円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,365円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和4年3月14日告示によるものです。

適用対象は令和4年4月1日以後に締結する契約(上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く)です。